

「みんなで **動かそう** 医療基本法 **II**」

さらなる集い

2016 **11/5**(土)

開場 13:00
開演 13:30～16:30

[会場]
明治大学駿河台キャンパス
リバティータワー
地下1階 1001 教室

[基調講演]

● **橋本裕子**さん
NPO 法人 繊維筋痛症友の会 理事長



● **伊藤雅治**さん
患者の声協議会 副代表世話人



[リレートーク]

リレートーク司会 / **埴岡健一**さん
国際医療福祉大学大学院教授



医療の憲法「医療基本法」を求めて、たくさんの患者団体・市民団体・医療従事者団体が、共同骨子7項目(裏面参照)のもとに集まりました。

なぜいま「医療基本法」が求められているのか、それぞれの思いを語ります。

主催 患者の声協議会
東京大学医療政策実践コミュニティ (H-PAC) 医療基本法制定チーム
患者の権利法をつくる会

★印は、リレートークに参加する団体

【共同提案団体】

- NPO 法人 アトピッ子地球の子ネットワーク
- ★医療過誤原告の会
- ★医療の良心を守る市民の会
- ★患者なっとくの会 INCA
- ★患者の権利法をつくる会
- NPO 法人 患者の権利オンブズマン
- ★患者の権利オンブズマン 東京
- ★患者の声協議会
- 一般社団法人 埼玉障害難病団体協議会
- ★特定非営利活動法人 腎臓サポート協会
- ★NPO 法人 繊維筋痛症友の会
- 全国筋無力症友の会
- ★全国ハンセン病療養所入所者協議会
- ★東大医療政策実践コミュニティ (H-PAC) 医療基本法制定チーム
- ★公益社団法人 日本医療社会福祉協会
- ★公益社団法人 日本社会福祉士会
- ★公益社団法人 日本精神保健福祉士協会
- ★特定非営利活動法人 日本慢性疾患セルフマネジメント協会
- ★公益社団法人 日本リウマチ友の会
- ハンセン病国賠訴訟全国原告団協議会
- ★社会福祉法人 復生あせび会

【賛同団体】

- 秋田県保険医協会
- ★公益財団法人 いしすえ
- ★医療事故防止・患者安全推進学会
- ★医療問題弁護団
- NPO 法人 HIV と人権・情報センター
- 大阪 IBD
- 九州・山口医療問題研究会
- 口唇・口蓋裂友の会 (口友会)
- 全国肝臓病患者連合会・東京肝炎の会
- 東京 HIV 訴訟原告団
- 東京 HIV 訴訟弁護団
- 長崎県保険医協会
- 日本医療福祉生活協同組合連合会
- ★一般社団法人 日本 ALS 協会
- NPO 法人 日本ナルコレプシー協会
- 一般社団法人 日本難病・疾病団体協議会
- 特定非営利活動法人 ネットワーク医療と人権
- 社会福祉法人 はばたき福祉事業団
- ハンセン病国賠訴訟瀬戸内弁護団
- ハンセン病国賠訴訟西日本弁護団
- ハンセン病国賠訴訟東日本弁護団
- 福岡県歯科保険医協会
- もやもや病の患者と家族の会
- ★薬害オンブズパースン会議

● お問い合わせ: 患者の権利法をつくる会
〒812-0054 福岡市東区馬出1丁目10番2号 メディカルセンタービル九大病院前6F
TEL:092-641-2150 / FAX:092-641-5707 E-mail:kenri-ho@gb3.so-net.ne.jp



医療基本法 共同骨子

全国ハンセン病療養所入所者協議会
ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会
患者の声協議会
患者の権利法をつくる会
医療政策実践コミュニティー・医療基本法制定チーム

□ 趣旨

患者にとって質の高い医療があまねく提供され、国民の救えるはずの命が救われ、取除かれるべき苦痛が取り除かれ、病気になっても病気と向き合って生きていける社会を、国民が力を合わせて実現することが急務である。

このため、高度の公共性に則った、患者本位かつ相互信頼に基づいた医療を構築することで、憲法 25 条の生存権と憲法 13 条の幸福追求権が具現化されるよう、下記の 7 カ条を骨子とした医療政策のグランドデザインたる「医療基本法」を制定する。

□ 骨子 7 項目

1 「医療の質と安全の確保」

患者・国民が質の高い安全な医療を、十分な情報提供と納得の下に、あまねく受けられるよう、医療提供等にとって必要な対策を実施する。

2 「医療提供体制の充実」

必要な医療従事者を育成し、診療科や地域による偏在を是正し、医療機関の整備と機能分化・適正配置を進め、十分に連携された切れ目のない医療提供体制を実現する。

3 「財源の確保と国民皆保険制度の堅持」

負担と給付のバランスに関する国民的合意を形成し、医療の質とアクセスのために必要な財源を確保し、国民皆保険制度を維持・発展・強化する。

4 「患者本位の医療」

世界保健機関（WHO）の国際的な理念と日本国憲法の問題に沿って、患者の権利と尊厳を尊重し、患者本位の医療が実現される体制を構築する。

5 「病気又は障がいによる差別の禁止」

多くの病者・障がい者が、職場、学校、地域社会等での差別に苦しんできた歴史を踏まえ、病気や障がいを理由とする差別が許されないことを明らかにする。

6 「国民参加の政策決定」

患者・国民が参加し、医療の関係者が患者・国民と相互信頼に基づいて協働し、速やかに政策の合意形成が行われ、医療を継続的・総合的に評価改善していく仕組みを形成する。

7 「関係者の役割と責務」

国、地方公共団体、医療機関、医療従事者、医療関係事業者、医療保険者及び患者・国民等、それぞれの立場が担う役割と責務を明確にする。